

第 1 5 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 5 年 5 月 1 5 日 (月) 午後 1 時 2 9 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ～ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 5 年 5 月 1 5 日 (月) 午後 2 時 3 2 分

4. 出席委員 (1 5 人) の番号及び氏名

1 番 鈴 木 照 子	2 番 成 田 春 光	3 番 高 橋 洋 美	4 番 棟 方 廣 光
5 番 田 村 昭 弘	6 番 菊 池 俊 輔	7 番 辞 職	8 番 佐 藤 勝 利
9 番 三 浦 大 俊	10 番 長 内 悟	11 番 秋 庭 礼 子	12 番 瓜 田 良 一
13 番 貴 田 徳 正	14 番 一 戸 辰 美	15 番 瀬 戸 弘 之	16 番 川 村 博 行
17 番 下 山 勝 源			

5. 欠席委員 (1 人)

3 番 高橋洋美

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 参与及び書記の任命

第 3 議案第 5 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について

議案第 5 4 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 5 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第 5 6 号 鶴田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

報告第 3 2 号 農地中間管理事業による貸借の開始について

報告第 3 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 3 4 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 3 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐 藤 一 人	事務局次長 鈴 木 秀 樹	総括主幹 貴 田 尚 人	主事 蒔 苗 一 輝
--------------	---------------	--------------	------------

8. 会議の概要

開会 午後 1 時 2 9 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 5 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 1 3 番貴田徳正委員と、1 4 番一戸辰美委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤
 局長、鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議 長	それでは議案の審議に入りますが、議案第５３号から議案第５６号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。 【なし】
議 長	異議がないので、そのようにさせていただきます。 まず、最初に議案第５３号に関する、農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。 １４番一戸辰美委員。
一戸委員	はい、１４番一戸です。それでは、報告いたします。 去る５月８日、瀬戸弘之委員、事務局と現地調査を行いました。 本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が８件です。 いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。以上です。
議 長	それでは、議案第５３号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第５３号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。 農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は８件です。№１から№８については普通売買が４件、贈与が４件です。 農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま、事務局より説明のありました議案第４９号について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第５４号について、事務局より説明願います。
事 務 局	議案第５４号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について この度、農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され農用地利用集積計画は根拠法からは削除されましたが農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により令和５年４月１日の施行日から起算して２年を経過するまでは従前の例により新たに定めることができるとされております。このため旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。 本案件は１２件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。 【なし】
議 長	ないので、質疑、討論を打ち切ります。 次に、議案第５５号について、事務局より説明願います
事 務 局	議案第５５号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。 本案件は４件です。本案件の計画要請の内容は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件

を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については記載のとおりです。

以上です。

議 長 なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案No.1が対象である、一戸辰美委員は本案件終了まで退席をお願いします。

【一戸辰美委員退席】

議 長 事務局から説明のありました議案第55号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質疑、討論を打ち切ります。
ただちに表決に入ります。
議案第55号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了しましたので、一戸辰美委員を復帰させます。

【一戸辰美委員着席】

議 長 それでは、議案第55号のNo.2からNo.4について質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に議案第56号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第56号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
農業委員会等に関する法律第7条に基づき鶴田町農業委員会にかかる農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり定める。

鶴田町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について説明させていただきます。
指針については平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、某年5月に策定されており令和元年5月に見直しされております。また、先月4月1日より同法律が一部改正されたことによりその内要を反映させるため県を通して国から修正する通知がなされております。また指針を変更したときは遅延無くホームページ等により公告しなければならないとされております。これを踏まえ東北農政局より法改正後の指針の参考例が示されておりますので、参考例の構成及び文面を基本として農業会議所と協議のうえ、一案としてお手元の指針案を策定したものであります。

簡単に説明させていただきます。まず、第1基本的な考え方について農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月に施行され農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。このことから委員の皆様には活動記録簿を提出していただくことになり、国からの最適化の推進に関する委員の取り組みとして確認しておりますので、毎月の活動記録簿の提出をお願いしたいところであります。また、活動記録簿の提出により最適化交付金として年度末の3月に委員の皆様へ報酬というかたちでお渡ししているところであります。

次に、第2具体的な目標、推進方法及び評価方法について。（1）遊休農地の解消目標とあります。現状において遊休農地の面積は6haおなっております。県農業会議からは最終目標値はあくまで遊休農地が無くなるようにということでありましたので最終目標値を0とさせていただきます。なお、こちらの目標年月は令和13年3月となっておりますが、町の基本構想の年度に合わせております。次に（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、こちらは①に農地の利用状況調

査と利用意向調査の実施についてとあります。利用状況調査とは年3回の農地パトロールであり、利用意向調査とは年1回のアンケート調査になっています。こちらも毎年実施しているものでありますので特別に取り組むということではありません。次に、担い手への農地利用の集積・集約化について、こちらの方は担い手への農地利用集積目標とあります。現状において集積面積は2,441haとなっております。最終目標値は町の基本構想における目標値に合わせて集積率90%、集積面積2,646haとさせていただきます。担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としては、地域計画の作成と見直しに取り組むこととされています。農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手・受け手の意向をふまえたマッチングを行うこととされています。地域計画とは現在作成されています人・農地プランから名称を変えて基盤法に位置づけられ、農地の受け手を幅広く確保しながら農地中間管理機構を活用した農地の集約を進める計画であり、令和7年3月まで策定することとされております。

最後に、新規参入者の促進についての推進目標とあります。現在の個人の新規参入者数は現在の認定新規就農者19人で取得面積が16haとなっております。また、最終の目標値としては産業課農業振興班と協議いたしました。現状と同程度で新規参入者20人、取得面積17haとさせていただきます。先程もお伝えしましたが、この指針の構成、文面につきましては国が示したものを基本としているため、なかなか困難なものや地域にそぐわない点もございますが、まずは法律に基づき指針により目標を定め、地域の農地集約や担い手の発掘など少しでもできそうなものから最適化の推進を進めていければと思っておりますので委員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長 　　ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

三浦委員 　　はい。

議長 　　9番三浦大俊委員。

三浦委員 　　はい、9番三浦です。質問です。新規参入について現状19人、3年後の目標20人というのは3年後までに20人増やすということですか。そこあたりちょっとわかりづらいので教えていただきたいです。

事務局 　　認定新規就農者は現在19人おりますが、5年で期間が終了するので3年後までに終了する人等を考えて出した目標人数として20人となりました。

議長 　　そのほか質疑討論ございますか。

議長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは、表決に入ります。議案第53号から議案第54号、および議案第55号のNo.2からNo.4および議案第56号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 　　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第32号について事務局より説明願います。

事務局 　　報告第32号農地中間管理事業による貸借の開始について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定による旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項により別紙のとおり農用地利用配分計画が県知事より認可され、農地中間管理事業による貸借が開始となったので報告する。

報告件数は1件です。貸借については記載のとおりです。

以上です

議長 　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第３３号について事務局より説明願います。

事 務 局

報告第３３号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書
を受理したので報告する。
№１について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約した日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第３４号について事務局より説明願います。

事 務 局

報告第３４号使用貸借合意解約書の受理について
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
№１について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約した日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議 長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第３５号について事務局より説明願います。

事 務 局

報告第３５号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１№２については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長

ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後２時００分）

【暫時休憩】

議 長

再会します。（午後２時３１分）

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第１５回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後２時３２分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月15日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____